

## 産業民生常任委員会

平成25年9月17日(火)

### ◎ 開 議 の 宣 告 (午後 1時30分)

○委員長(菊地清一郎) ただいまから産業民生常任委員会の会議を開きます。

出席委員は8名であります。

本日の案件は、お手元に配付しておりますとおり、付託案件5件であります。

お諮りいたします。付託された案件につきましては、9月3日の本会議において既に提案理由の説明を受けておりますので、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(菊地清一郎) 異議ないものと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

なお、審査の順番については、説明員の関係から、議案第8号、議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第6号の順番で審査を行います。

なお、議案第6号 市道の路線の認定については、今回3区域4路線が議案として上がっていますが、4路線全てが市道として路線の認定をされてから用地買収を行うこととなっており、資料が配付されておりますが、現時点では道路がない状態で現地調査を行っても境界ぐいもなく、どの部分が道路として予定しているのかわからない状態です。そのため、今回の市道の路線の認定については現地調査には行かず、配付されております資料の航空写真等により確認して説明員から補足説明をしてもらうことで対応いたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(菊地清一郎) ありがとうございます。

それでは最初に、議案第8号 伊達市立保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第8号の質疑を願います。

○委員(嶋崎富勝) 多少議案第4号にもちよつかかる部分もちよつとあるのですが、今回4号にかかわる部分を含めて、いわゆる民間譲渡をすると、財産譲渡を含めてかかわる部分なのですが、さらには大滝保育所の関係なのですが、定員を変更することなのなのですが、いわゆる保育所の設置基準ありますよね。例えば乳児1人当たりの面積、それから2歳児以上ですか、の1人当たりの面積を含めて、これは従前と変わっていませんか。

○児童家庭課長(金子達也) 面積要件については、従前と変更はありません。

○委員(嶋崎富勝) それで、今回議案8号では、ふたば保育所がいわゆる完全民営化という言葉というより譲渡して民間に、今も指定管理制度でやっているのですが、管理運営をある意味ではまるっきり民間だというふうになるわけなのですが、このふたば保育所の入所定員、今のこの現行の条例の中では定員が90名になっていますよね。今の市の資料によると、ふたば保育所の定員は90であって、平成24年4月1日現在の入所の状況が110名になっているわけなのです。ある意味では定

員から20名オーバーしていると。そんなことで、1回目に聞きたいいわゆる1人当たり設置基準の面積ありますよね。その状況については、どう受けとめていらっしゃいますか。

○児童家庭課長（金子達也） まず、ふたば保育所なのですけれども、この保育所自体はもともと120名定員で設置されている保育所になっています。それを今現在は90名という形で運営をしているので、面積的には基本的には網羅している。あと、定員が90名となっているのですけれども、待機児童とか、児童の申し込みも場合によっては2割ぐらいの増の入所は認められているというところで、その範囲内で今のところ運用している状態になっております。

以上です。

○委員（嶋崎富勝） いわゆるこの設置の基準は、申し上げるまでもなく児童福祉法の32条でしたっけ、中できちっと定義されているわけなので、今言った待機児童の関係の話ちょっとありましたけれども、いわゆる2割ぐらいは、その辺は認められているという今の答弁でしたけれども、これはあくまでも面積の関係なので、以前とこれは設置段階から変わっていませんよね、床面積。このいわゆる待機児童の2割増しの関係については、これは当初からあった数字ですか。いわゆる床面積に対しての2割というのは最初から待機児童を、設置したのはあれですよね、早いわけですから、その時点から待機児童の2割増しという範囲みたいのはあったのですか。

○児童家庭課長（金子達也） いつのときから2割増しが認められているかはちょっと今現在わからないのですけれども、基本的に定員内ということではなくて、定員はある程度の入所の目安という形をとってございまして、2割ぐらいまで認められているというふうに聞いています。ただ、それが恒常的にずっと2割増という形でいくと、それは指導の対象になるというふうに聞いております。

○委員（嶋崎富勝） 実態がよく……今回はあと4号議案にもかかわる部分ですから、いわゆる保育にかかわる床面積というのは、当然この大滝保育所については十分スペースはあって、今回定員を減らすわけですから特に問題はないと思うのですが、今のこのふたば保育所、要は条例は外れるわけですから、この条例から外れるわけで、ちょっと的外れな質問になるのですけれども、今のふたば保育所のいわゆる保育に、これは当然玄関だとかの部分だとかというのは床面積に入らないと思うのですが、本当に本来的にはその辺はどの辺まで保育にかかわる部分の床面積なのか、定義づけというのは当然あると思うのですが、いわゆる純粋に保育に供する床面積というのは、このふたば保育所ではどの程度になっていますか。

○児童家庭課長（金子達也） 総体の面積は今725平米ありますけれども、各部屋ごとに区切られていまして、そこのちょっと今資料は持ち合わせていないので、わからないのですけれども、基本的にはふく室とか子供たちが遊ぶホールとかという部分の面積の要件は満たされているように確認しております。

○委員長（菊地清一郎） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） それでは、ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第8号の討論に入ります。

議案第8号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） 異議ないものと認め、議案第8号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

それでは、議案第4号の質疑を願います。

○委員（辻浦義浩） 説明資料の中に、管理者はその施設の改修を希望しているということを背景に今回譲渡、移して今後建て直し等考えられますけれども、今の段階で新しく建てる場所とか、そういうものがもしか決まっているのであればお聞きしたいと思います。

○福祉部長（椎名保彦） 今のふたば保育所、これは確かに老朽化しております。それで、法人側の意向としては新しくしたいという意向はございますけれども、今具体的に改修時期をいつにするか、あと場所等も含めてこれから協議になるかと思えます。

以上です。

○委員（辻浦義浩） 僕も実際にあの保育所へ行っていろいろお話を聞きましたけれども、やはりすぐ道路があって駐車場も向かい側と、送迎する父兄にとっても非常に危険だということと、職員の駐車場も離れているところにあると、そういうことで夜もその駐車場にも街灯も何もないということも言われていました。あとは、裏のほうの遊園というのでしょうか、子供たちが遊ぶ広場ですけども、狭くて運動会などは絶対できないということを背景に考えますと、あの場所では非常に難しいと思われまますけれども、今のところでは場所も時期も変わらないということでもありますけれども、ぜひこの辺のところは考慮していただいて、やはり子供たちが安全にできる環境の場所に設置していただきたいと思えます。

以上です。

○委員（嶋崎富勝） 確認の意味を含めて質問いたしますけれども、説明資料には今回財産の無償譲渡、これはあくまでも建物の無償譲渡ということでよろしいですか。

○児童家庭課長（金子達也） はい、そうです。

○委員（嶋崎富勝） わかりました。当然あの敷地、土地なのですが、これについては市の財産として当然なるわけでありませぬ。そのままですな。説明資料には、いわゆる建物の譲渡ですから、現行の建物の譲渡ですから床面積については記載されているのですが、いわゆる全体の敷地面積、土地の面積はどのぐらいになっていますか。

○児童家庭課長（金子達也） この土地は、山下町の118番地の2になるのですけれども、地積としまして1,708.39平米でございます。

○委員（嶋崎富勝） 今辻浦委員のほうからもあったのですが、現行の保育所の建物を説明資料では具体的に今回質問で明らかになったのですが、いわゆる全面新築、改築ということですか。

○児童家庭課長（金子達也） 法人のほうの意向といたしましては全面改築という形です。

以上です。

○委員（嶋崎富勝） 最近、虹の橋保育園ですか、あそこも運営の仕方がいわゆる民設民営ということをやっているのですが、当時その辺の議論があったのかどうか、ちょっと忘れてしまったのですが、時間がなくて調べなかったのですが、今回さまざまな要望が含まれてあると。確かにあると思うのですよね、やっぱりかなり古いものですから。ある程度市との協議の場、あるいはほかの何か意見を聞くだとか、そういう協議というのはされるのでしょうか。

○児童家庭課長（金子達也） 保育所建設に当たっては、当然国、道の補助金プラス市の補助金等も入ってきますので、市との協議というのはこれから綿密に行っていく予定をしております。それとあと、ほかの部分での意見を聞くということについては、今後民間のほうの意向を確認しながらその辺も含めて協議していきたいと考えております。

○委員（大光 巖） 同僚委員からも質問がありましたけれども、これは全面譲渡するということですが、譲渡された側、睦会側で建設をするということですよ。それで、そういう計画があって現状の場所で建て替えをするのか、今のところはまだ考えていないということなのだけれども、譲渡するに当たってその辺の考えをなしに譲渡するというのはおかしいのではないかと、ある程度のその考え方があって譲渡するのではないのかというふうに思うのです。ですから、差し支えがあるのであれば出せないのかもしれないのだけれども、今同僚委員が言ったようにやはりいろいろなもろもろのことがあって、現状のところ建て替えということになると厳しいのではないかと、そういうこともあるので、しまつてあるものがあるのであれば少し出してほしい。

○副市長（疋田 洋） まだしまつてあるものはないのでありますけれども、いずれにしても今のふたば保育所の敷地の中で建てるということは正直言って困難であろうと、新たにつくるものとしては不適切ではなからうかと思っていますから、今鋭意土地を探している状況でございまして、できればその土地が早いうちに決着がつけるのであれば、一、二年の間に検討したいということでございまして、いわゆる施設を運営する睦会、ここの意見も十分聞きながら土地の選定を急いでいきたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員（大光 巖） 建設については、これ以上聞いてもしようがないかなというふうに思います。

それで、万が一の話なのだけれども、公設民営ならわかるのだけれども、民設民営ということですから、この睦会が、そんなことはないと思うのですけれども、万が一ふさわしくないような事故があった場合は、これは民設ですから民間が建てるわけで、ではあなたの会は営業にふさわしくないよというような事例がもしあった場合は、建物を含めて市が買い取るというような形になるのかどうか、施設をです。

○副市長（疋田 洋） 最後の手段としては、そういう形もあるのかもしれませんが、基本的には別な法人を探すということになってくると思います。

○委員（嶋崎富勝） 今の副市長の答弁でちょっとおかしいなと思ったものですから、改めて確認なのですが、今回議案第4号については、あくまでも設置する場所については山下町118の2ですよ、建物が所在するところは。今大光委員のいわゆる土地の状況を含めて、設置されている場所も含めて、法人のほうでまた違う場所も探すとかという発言があったのですが、議会としては当然、委員会としてはあくまでも提案されている現行の地番にあるふたば保育所のある財産譲渡について

の議論ですから、付託された案件が。これまた違ったところに建てるということになれば、また全然話が違うのかなと私は聞いたのですが、その辺の真意というのですか、答弁の中身についてもう一回説明してください。

○副市長（疋田 洋） 現状来年の4月から今回の議案については民営化を陸会に無償譲渡していきたいということでございまして、少なくとも来年の26年度についてはあそここの場所で現状としては運営をしていくということになると思うのです。施設が現状の中で老朽化しているということも事実でございまして、26年度以降それぞれ法人も含めて新たな建設場所が決まった段階では、また新たに土地の問題も含めて法人が買うのか、あるいは行政が買って貸与するのかということも含めて出てまいりますから、そのときにはまたそれぞれ議会の皆さん方とご相談をしながらいくと思うのです。あくまで現状の中では仮定の話で今お答えをさせていただきましたので、基本的に26年度から今の山下町の場所でもってふたば保育所が伊達陸会の運営によって保育所を運営していくということに対する無償譲渡ということで理解をいただきたいと思えます。

○委員（嶋崎富勝） ちょっと真っすぐに私は考えるほうなものですから、今回の提案については勝手な思い過ごしかもしれませんが、新年度からは説明資料に書いてあるとおり、事情についてはよくわかるのです。いわゆる道の補助の関係ですよね。道の補助の関係があるから、今回指定管理を外して民間に建物を譲渡するという部分というのは、これは手法の一つとしてはやっぱりわからない。多少は理解はするのですけれども、あくまでもそれは中身の話であって、これは財産をやっぱり無償譲渡するわけですから、だからそれで先の話がこれから陸会の考え方とか、ほかの場所にまるっきり移すとかという議論にはならないような気がするのです。どうですか。

○副市長（疋田 洋） 現状の施設が老朽化していることも事実でございまして、そこの建て替えについて、そこの今の施設を譲渡したからといって、そこに何だかんだ建てなくてはならないと、いわゆる山下町に建てなくてはならないということではないと思うのです。あくまで4月1日から今の施設については譲渡をしていくということで、その運営の中で今の法人が建て替えしたいということになれば、またそこの相談にも当然として乗っていくということだと思えるのです。ですから、まだ法人としては新たな新築を考えたりという話がありますけれども、そこについては先ほども答弁いたしましたように具体的な話としてはなっていないので、これから話として出てくれば相談に乗っていくということになると思うのです。したがって、現状のところを、ただ1つ押さえていただきたいと思うのですけれども、譲渡をしたからといって、それがもういわゆる法人が手をつけてはならぬよと、あるいは新しい場所につくってもだめよということではなくて、譲渡をした段階ではある意味で法人がその後の対応については自分たちでもって整備をするということになろうかと思うのです。

○委員（嶋崎富勝） その辺がとらまえ方の違いというのですか、何回も言うとおりに、あくまでも今回議会に提案されているのは建物の無償譲渡、指定管理を外す、そこがポイントですよね。それが今答弁されている場所も建物もこの場所、これは市の財産ですから、市の財産の場所が今の現状の場所ですから、それについて議論するのが当然だと思うのです。ただ、それが将来的な問題を含めて、いわゆる法人側の考えを含めて、場所も変わるかもしれないと。そういうことになれば、ち

よっとずれてしまうというのですか、話がちょっとこの提案理由、今回の4号議案とはちょっと話が変わってくるのかなと思うのです。そうであれば、確かに先ほども言いましたとおり、道の補助の関係を含めてあるからこんな手法をとるのだということであれば、また違った考えで将来的な部分、今の場所がいいのか悪いのかという部分を含めて議論しながら、そしてやっぱり補助の関係があるから多少将来的なことも含めてと言うのなら話はわかるのですが、今の場所には私どもやっぱり議案として提案されているのは現状の場所での保育所問題、保育所の建物の無償譲渡という、これは当然見えないものを議論するというのはちょっとおかしな話であって、議会としては当然今の議案はあくまでも現行のふたば保育所の中で協議するのが当たり前であって、それはまたまるっきり違った次元のことになるのかなと思うのです。

あと、従来まで保育所の設置については、ある程度今まで市でやってきた、運営してきた保育所については地域的な問題も考慮しながら設置してきましたよね。例えば中央区に1カ所だとか、市街地区に1カ所だとか、当然今大ざっぱに考えれば副市長の場所の選定のこと云々と話がありましたけれども、当然あの地区内に建設をするということの考えなのですか、もしかあれば。

○副市長（疋田 洋） そこまでの議論をするなという話でしたから、そこに触れるのがいいのかわかりませんが、基本的には今の地区の中で検討していきたいと思っています。

○委員長（菊地清一郎） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第4号の討論に入ります。

議案第4号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第4号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） 異議ないものと認め、議案第4号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについてを議題といたします。

それでは、議案第5号の質疑を願います。

○委員（小泉勇一） この改正は、市町村が負担金の額を外国人のを払わなくてもいいという改正だと思いますけれども、そうしますと市町村に住んでいる外国人の医療はどうなるのですか、お尋ねしたいと思います。

○保険医療課長（西藤 毅） お答えをいたします。

今回の改正につきましては、住民基本台帳法の一部改正によりまして、外国人住民についても日本人同様に住民基本台帳の適用対象となったわけでございまして、外国人登録法が廃止されただけでありまして、外国人はそのまま後期高齢者に加入することとなりますので、医療費については後期高齢者の保険を適用するというところでございます。

以上です。

○委員長（菊地清一郎） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第5号の討論に入ります。

議案第5号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第5号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） 異議ないものと認め、議案第5号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 伊達市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第9号の質疑を願います。質疑ございませんか。

○委員（小泉勇一） この条例改正、今ちょっと書いてあるところ出てこないのですけれども、平成29年からの施行だと思いました。平成29年といたら、まだまだの話ですよ。あと4年後です。こんなに早く条例改正をしなかったらだめな理由は何かあるのかお聞かせいただきたいと思えます。

○保険医療課長（西藤 毅） お答えをいたします。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正が施行されたということでございまして、地方税法の一部改正につきましては施行月日がいろいろありまして、26年だとか28年だとか29年だとかたくさんありまして、今回施行日を29年のやつも含めて改正をしております。国民健康保険税もそれに倣って地方税法が改正されたものですから、同じように29年1月1日からの関係部分だけの部分を国民健康保険税条例の一部改正を一緒にやったということでございます。

以上です。

○委員（小泉勇一） そうしますと、事務上はそれがいいのかどうか私どもわかりませんが、あるいは平成29年までの間にほかの条例や何かが改正されたりなんかしてくるという可能性もないわけではないと思うのです。そんなに早く改正しなくても国民健康保険の部分は、せいぜい前の年か何かぐらいに改正すればいいのではないかというふうに思うのですけれども、そのあたりの行政側の見解があればお聞かせいただきたいと思えます。

○副市長（疋田 洋） 基本的に税の地方税法に関する改正、いろんなところに波及してまいります。市税の関係も今回28年からの該当事項でございますけれども、年度の部分で3月の専決はしない形でやっていますけれども、基本的には25年度の税改正という形の中で地方税法が整理されますから、25年度中に基本的にはやってきているというのが市の考え方でございます。

○委員長（菊地清一郎） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第9号の討論に入ります。

議案第9号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第9号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） 異議ないものと認め、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 2時03分）

---

開 議 （午後 2時05分）

○委員長（菊地清一郎） それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第6号 市道の路線の認定についてを議題といたします。

それでは、議案第6号の質疑を願います。質疑ございませんか。

○委員（大光 巖） それぞれ先ほど控室で追加の資料をもらいましたけれども、ちょっともう少し詳細に一つ一つ説明していただければありがたいなと思います。

○建設課長（大山 孝） ご説明いたします。

最初に、望洋坂線なのですけれども、こちらについては道道黄金長和線と希望ヶ岡通り線の交差点から海側の海岸線の低みの地区と高台の地区を結ぶ路線ということで、このたび139メートルを認定させていただきたいと思っております。

続きまして、伊達紋別天望線と北星東線なのですけれども、こちらは現在駅前地区という地区整備の関連でJRを横断して自由通路を整備しておりまして、その自由通路の部分が伊達紋別天望線、それと連絡する西浜側の地区、北星線に連絡する市道が北星東線ということで115メートル、今回認定させていただきたいということで提案しております。

それと、栗林西線なのですけれども、こちらは追加で資料をお渡ししておりますけれども、道道滝之町伊達線をずっと市街地から上って壮瞥方面に行きますとゴルフ場、トーヤレイクヒルゴルフ場に入る入り口から約1.8キロメートル程度のところまでいきますと、現在北海道のほうで整備しております滝之町伊達線の迂回路と連絡する道路ということで、ゴルフ場で整備されました道路から手前100メートル程度のところに位置しております。

以上です。

○委員（小泉勇一） 栗林西線のことを聞こうと思ったのですが、聞けば聞くほどわからなくなってきた聞きようがないのですけれども、まずはこの1番とか2番とか3番、4番とか、丸印ありますよね、航空写真の。これは、どういう意味かお尋ねしたいと思います。

○建設課長（大山 孝） 資料でお渡しした航空写真の中に①から④まで記載がありますがけれども、こちらについては次のページに写真が出ておりまして、その撮影方向を順番で表示したものでござ



います。

○委員（小泉勇一） 先ほどの議案の中の資料でずっと見ていたものですから、議案の中の資料からいくと農地があって、農地を斜めに横断したりなんかするような図面だったものですから、今度の航空写真で見ますとやっぱりこの赤い線が今度の新しく認定する道路だとすれば、畑や何かを横断したりなんかするようで見られるのですけれども、この周辺というのは例えば121の2とか、それから46の1とかというのは農地なのかどうかお尋ねしたいと思います。

○建設課長（大山 孝） ご質問にございました46の1、121の2については現状農地になっております。

○委員（小泉勇一） そうしますと、この航空写真の①と書いてある付近からこの道道の滝之町伊達線のほうに何か境界がありますよね。この辺を行ったほうが農地を形を悪くしなくても済むのではないかと思われる。図面上だからわかりませんが、ないかと思われるのですけれども、そのあたりの検討をなされたのかどうか、それからどうしてこういうところを通らなければならないのか、その辺をお聞かせください。

○建設課長（大山 孝） 現在北海道で進めている道路整備なのですけれども、先ほど申し上げましたように旧道のゴルフ場の入り口だけしか入り口がないものですから、その中間でどうしても連絡する道路が必要であろうということで今回路線を検討したわけなのですけれども、それでどうしてこの位置になったかということなのですけれども、こちらの位置以外に道道のほうはかなり高いところに整備されまして、ルートの勾配が一応6%以内ということで決まりがございまして、それを守るということで要するにこういうルートも選定させていただいております。また、ほかのルートでどうなのかということなのですけれども、ほかのルートも検討しております。それで、ほかのルートでいきますとどうしても河川を横断するようなルートになりまして橋梁が必要になってくるという状況で、整備費も結構かかるような状況になりますので、今回のルートを整備させていただきたいということになっております。

○委員（辻浦義浩） この計画で道道滝之町伊達線、新しいこれからできる道路ですけれども、完成予定というのはいつまでなのでしょう。

○建設課長（大山 孝） 北海道から聞いている事業期間というのはございますけれども、現状かなりおくられているような状況になっております。当初は、事業期間として平成22年から29年という予定になってございまして、それについては壮瞥側とあわせて29年というような状況で、これも現状おくられていますので、延びる可能性もあろうかなという状況でございます。

○委員（嶋崎富勝） 今まで道路認定といたら、いわゆる開発行為あるいは寄附行為によつての道路認定がほとんどだったのですが、今回は非常にデリケートな部分も含めてあると思います。単なる市の事業、単独の事業、道も絡んでくる事業であるし、さらには非公式には聞いているのですが、認定した後にいわゆる用地買収に着手すると。そんなある一定の方向性は聞いていますけれども、今回議会での認定が通った後の手順というのですか、順序を含めてもしか今の段階であれば教えてください。

○建設課長（大山 孝） 栗林西線につきましては、北海道の用地買収にあわせて今年度予算で市

の事業として用地確定測量を計上しております。その後、来年以降になるのですけれども、道道の残土を利用して道路整備を図っていききたいなというふうに考えております。

○委員（嶋崎富勝） この3路線の認定のうち、望洋坂線あるいは天望線、北星東線というのですか、これについてはあくまでも市のかかわる部分、市道の認定という部分になると思うのですが、想定される用地買収、いわゆるこの開発するに当たっての用地買収のおおよその数字でいいですから、例えばどの程度の数字になるのか、金額は聞きません。

○建設課長（大山 孝） お答えいたします。

望洋坂線につきましては、用地買収面積が1,420平米程度を予定しております。

○都市整備課長（黒川弘司） お答えいたします。

天望線と、あと北星東線につきましては、用地買収の面積につきまして約1,500平米を予定しております。

以上です。

○委員（大光 巖） 大体わかりましたので、これはトンネルでどうのこうのという話が当初の計画の中ではあったのだけれども、具体的にこれトンネルはどこになるのですかね。

○建設課長（大山 孝） トンネルにつきましては壮瞥町側の事業区間ということで、全体が1.6キロメートル予定している中の600メートルですか、そのトンネル延長なのですけれども、旧滝之町伊達線から壮瞥町の道の駅の横を通りまして洞爺湖のほうに抜けるルートになっております。

○委員長（菊地清一郎） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第6号の討論に入ります。

議案第6号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） 異議ないものと認め、議案第6号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

以上で産業民生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 2時20分）